

福祉カー貸付事業の廃止について

福 祉 部

平成2年から実施している本市の福祉カー（リフト付ワゴン車）貸付事業については、多種多様な介護車両の普及や障害福祉サービスの充実による外出・移動手段の変化等に伴い、令和元年度から貸付実績がないことから、令和7年9月末をもって廃止とする。

1 事業概要

(1) 目的

心身障害者等の社会参加の促進

(2) 対象者

本市に住所を有する歩行困難な心身障害者（児）及び高齢者の家族等

(3) 利用者負担

無料（消費した燃料を満タンにして返却）

2 貸付実績

令和元年度以降、貸付なし

3 車両の状況

(1) 車種（形状）

トヨタハイエースコミューター（車いす移動車）

(2) 初度登録

平成15年10月

(3) 走行距離

81,188km（令和7年6月末時点）

(4) 車検満了日

令和7年10月9日

4 廃止日

令和7年10月1日

5 その他

事業廃止について、事前に市内障がい者団体に伝えるとともに、市HP等にて周知を図る。